

令和9年度 短期大学の設置者変更の認可申請一覧

1. 短期大学の設置者変更（1件）

令和8年8月

設置者名【旧】 （所在地）	設置者名【新】 （所在地）	設置者変更する学校 （所在地）	附帯事項	備考
学校法人 緑ヶ岡学園 （北海道釧路市）	公立大学法人 釧路公立大学 （北海道釧路市）	釧路短期大学 生活科学科（0） 幼児教育学科（0） （北海道釧路市） ※（ ）内の数は入学定員	・特になし。	※釧路短期大学の設置者変更認可に伴い、釧路公立大学短期大学部に名称変更する。 ※設置者変更に伴う学校法人の寄附行為変更及び公立大学法人の定款変更については北海道知事が認可し、短期大学の設置者変更については文部科学大臣が認可する。